

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 13 日

月 曜 日

第 4178 号

## 目 次

### 告 示

○土地収用法による事業の認定	1
○有害図書等の指定	5
○救急病院の認定	

### 公 告

○平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	6
○公共測量の終了	9
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	10
○争議行為の通知の公表	

## 告 示

### 富山県告示第116号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 起業者の名称  
高岡市
- 2 事業の種類  
金屋鋳物師町工房（仮称）整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
高岡市金屋町地内
  - (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市金屋町地内の土地を起業地とする金屋鋳物師町工房（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、高岡の高度な鋳物技術の継承を目的として金屋鋳物師町工房（仮称）の整備を行うものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

###### ア 得られる公共の利益

高岡の鋳物技術は、400年の歴史の中で新しい技法を生み出しながら現代に受け継がれ、国の伝統的工芸品として高岡銅器が産地指定を受ける等、大いに発展を遂げてきている。

また、鋳物の技術が基盤となって、主要産業であるアルミニウム産業等が発展していることから、高岡市の産業にとって、鋳物の技術は欠かせないものであり、今後もその技術を伝えることは非常に重要である。

現在、高岡市の鋳物産業を取り巻く状況は厳しく、顧客ニーズの変化や中国をはじめとする安価な外国製品との競合等により高岡銅器の販売額は減少傾向にあり、廃業や規模の縮小を図る事業者が増えてきている。また、伝統技術保有者の高齢化も進んでおり、後継者の確保が困難な状況となっている。

とりわけ、焼型や蠟型をはじめとする伝統的な鋳物の技法や製品の仕上げ

に欠かせない研磨をはじめとする加工技術の分野においては、事業所数の減少、高齢化が深刻であり、このままでは、高岡の産地としての特徴である製造・加工部門の工程別の分業による一貫体制の維持が困難となり、製品を完成できない事態に陥るおそれがある。

高岡市では、こうした状況に対応するため、これまでもデザイン・工芸センターが中心となって、学校、企業、関係機関と連携しながら、伝統技術の継承や新たなデザインの開発及び人材育成に取り組んできたが、高岡の高度な鋳物技術を継承していくためには、これらの取組みだけでは十分とはいえないことから、場所や設備の制約から、デザイン・工芸センターでは実施できない伝統的な技法の継承に特化した施設の早急な整備が必要であるとしている。

こうしたことから、高岡市の産業振興ビジョンにおいては、若手技術者の育成に資する鋳物工房を整備することを重点項目として位置付け、平成30年度までに施設を整備することとしている。

これは、高岡の高度な鋳物技術の継承を目的として鋳物工房を整備するものであり、これにより、伝統的な鋳物技法にも対応した設備とスペースが確保され、伝統技法に関する技術や知識が伝統技術保有者から直接学べるようになり、400年にわたって培ってきた貴重な伝統技術を後世に伝えていくことができるほか、ものづくり産業に携わる若手技術者や作家が、伝統工芸士や地域内外の様々な人との交流を通じて技能向上に取り組める環境が鋳物工房を拠点として整備されることは、単なる伝統技術の継承に留まらず、今後の新たな伝統を築いていくことにもつながるものと考えられる。

さらに、鋳物の技術を活かして高岡市の産業を活性化し、発展させていく動きが若手技術者を中心に広がっており、鋳物技術を継承していくことは、高岡市の産業全体に貢献するものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第

214 号) や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号) により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

起業地は、鋳物関連の事業者が集積している 3 候補地で比較検討した結果、市内外からの交通アクセス、鋳物技術を継承するための周辺環境等の観点から最も優れたものであり、また、歴史的・文化的にも鋳物との縁が深い地区であることにより選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

高岡市の鋳物産業を取り巻く状況は、(3)アで述べたとおりであり、このままでは、高岡の産地としての特徴である製造・加工部門の工程別の分業による一貫体制の維持が困難となり、製品を生産できない事態に陥るおそれがあるため、400 年にわたって培われてきた伝統的な鋳物技術の継承の拠点施設としての鋳物工場の整備を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
高岡市役所

### 富山県告示第117号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成29年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図書等	号数又は 発行年月 日	発行所名	指定理由
19350	書籍	ググってはいけない 禁断の言葉2017	2017. 1. 1	株式会社 鉄人社	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ぎやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

### 富山県告示第118号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	所 在 地	開 設 者	認 定 有 効 期 間

富山市立富山市 民病院	富山市今泉北部町 2 番地 1	富山市	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月 31 日
独立行政法人地 域医療機能推進 機構高岡ふしき 病院	高岡市伏木古府元町 8 番 5 号	独立行政法人地 域医療機能推進 機構	自 平成29年 4 月 9 日 至 平成32年 4 月 8 日
医療法人財団恵 仁会藤木病院	中新川郡立山町大石原 225 番地	医療法人財団恵 仁会	自 平成29年 4 月 19 日 至 平成32年 4 月 18 日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

### 平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）第13条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の 6 第 1 項の規定により、富山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成29年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 試験日及び時間

##### (1) 学科の試験

###### ア 二級建築士試験

平成29年 7 月 2 日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

###### イ 木造建築士試験

平成29年 7 月 23 日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

##### (2) 設計製図の試験

###### ア 二級建築士試験

平成29年 9 月 10 日（日）午前11時から午後 4 時まで

###### イ 木造建築士試験

平成29年 10 月 8 日（日）午前11時から午後 4 時まで

## 2 試験地

- (1) 二級建築士試験（学科の試験、設計製図の試験共通）

富山市五福3190番地 富山大学工学部

- (2) 木造建築士試験（学科の試験、設計製図の試験共通）

富山市五福3190番地 富山大学工学部

## 3 受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込

### ア 受付期間

平成29年4月3日（月）から4月17日（月）までの15日間

### イ 申込方法

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効。）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル  
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

- (2) インターネットによる受験申込

### ア 受付期間

平成29年4月10日（月）から4月17日（月）までの8日間

### イ 受付時間

受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

### ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申込みこと。

- (3) 受付場所における受験申込

### ア 受付場所

富山市安住町7番1号富山県建築設計会館2階 公益社団法人富山県建築士会

### イ 受付期間

平成29年4月20日（木）から4月24日（月）までの5日間

### ウ 受付時間

午前10時から午後5時まで

エ 申込方法

受付場所を受験申込書を直接持参して申込みこと。

4 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者の発表

ア 二級建築士試験

平成29年8月22日（火）頃

イ 木造建築士試験

平成29年9月5日（火）頃

(2) 設計製図の試験の合格者の発表（二級建築士、木造建築士試験共通）

平成29年12月7日（木）頃

5 その他

(1) 郵送による受験申込については、以下ア、イ又はウに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

ウ 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(2) インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

(3) 「設計製図の試験」の課題は、平成29年6月7日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（名古屋市中区栄四丁目3番26号）及び公益社団法人富山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(4) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。



**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成29年 3 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 作業種類

基準点測量

## 2 作業期間

平成28年 7 月19日から平成29年 1 月31日まで

## 3 作業地域

富山市（一部）、立山町（一部）

**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成29年 3 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 作業種類

基準点測量 水準測量

## 2 作業期間

平成28年 8 月15日から平成29年 1 月31日まで

## 3 作業地域

富山市（一部）

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 申請のあった年月日**

平成29年2月21日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人ピースマイルきらく

**3 代表者の氏名**

中尾 正子

**4 主たる事務所の所在地**

富山県氷見市稲積 254番地

**5 定款に記載された目的**

この法人は、高齢者に対して、安全に安心して生活できる事を支援する為、在宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

**争議行為の通知の公表**

とやま虹の会労働組合執行委員長高田律子から、平成29年3月3日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 事件**

日本医労連2017年春闘統一要求及び単組2017年春闘独自要求に関する件

**2 日時**

平成29年3月16日より本事件解決に至るまで

**3 場所**

富山市水橋新堀 1 とやま虹の会老人保健施設「レインボー」

富山市水橋新堀 17-1 とやま虹の会特別養護老人ホーム「しらいわ苑」

富山市水橋中村町 2-2 とやま虹の会水橋生活サポートセンターデイサービス  
かけはし

富山市水橋市江 260 とやま虹の会水橋介護事業相談所

#### 4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

### 争議行為の通知の公表

富山民医連労働組合執行委員長嘉地政見から、平成29年3月3日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 事件

日本医労連2017年春闘統一要求及び単組2017年春闘独自要求に関する件

#### 2 日時

平成29年 3 月 16 日より本事件解決に至るまで

#### 3 場所

富山市豊田町 1 丁目 1-8 富山医療生協富山協立病院

富山市千石町 2 丁目 2-6 富山医療生協富山診療所

富山市水橋館町 59-1 富山医療生協水橋診療所

富山市粟島町 2-1 富山医療生協在宅福祉総合センター「ひまわり」

富山市柳町 1 丁目 2-18 富山医療生協在宅福祉総合センター「きずな」

富山市婦中町速星 398-1 富山医療生協在宅福祉総合センター「ぼぶら」

富山市山室 82-1 富山医療生協在宅福祉総合センター「えがお」

#### 4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

